

新解雇規定

人文労使の一致した要求で

久しぶりの大きな成果

矢崎企画総務部長が約束

改正就業規則から

「いったん削除」

来週学部長選挙第1次投票 学部長はこんな人に!

来週11日の教授会で、学部長選挙が実施されます。人文学部支部執行委員会は、先日の会議で、あるべき学部長のあり方として、参考までに以下の4つのポイントを示しました。考える材料になればと思います。

- 学部教授会を中心とした全構成員自治が保障されるなかで、地域に開かれた自主的自律的な研究が維持されること
- 軍事研究や特定企業の支配をはじめとする、一切の外部からの不当な支配に屈しないこと
- 全教職員が健康で働き続けられる職場環境を確保すること
- 人文社会系の学問分野は「舵取りとしての学問」として、全学および地域社会に対して発信していくこと

削除される規定

- 第24条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。
- (4) 従事している業務を廃止する必要性が生じた場合
  - (5) 従事している業務に係る資金の受入れが終了となり当該業務を縮小する必要性が生じた場合
  - (6) 配属されている組織を廃止する必要性が生じた場合

先週27日に実施された団体交渉で、大学当局は、この3月に職員就業規則に追加された解雇規定をいったん削除するつもりです。この就業規則改正は、労働契約法18条の改正で有期雇用労働者が5年継続したのちに無期契約へと転換する権利が保障されたことにもなっており、組合側は、「この規定は従来からいる教職員にも適

用されるもの。大学改革で濫用されない保障はない」として、削除を要求してきました。先日の人文支部と人文学部長との懇談でも、「人文学部労使の一致した要求の団体交渉での発言です。求で削除を求める」旨確認されていたものです。「この学部改革の時期に、いざ知らずに不安をおおるものだと思つ」——人事課長

まだ残る火種? 当局は有期雇用の研究員等の雇用終了を明記したい?

しかし、まだ終わったわ

けでもなさそう。大学 組合は、現行法でも対応

当局がこの規定を盛り込ん できると主張しましたが、

だ意図は、5年任期のプロ 矢崎部長は「どこかの規定

ジェクト研究員等が、任期 に入れさせてほしい」とす

後に無期転換権を主張した るばかり。組合としても、

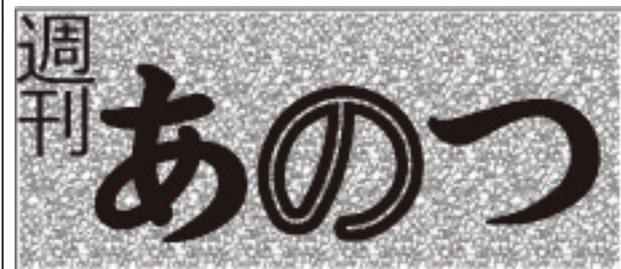
り、あるいは授業が消滅し 専門的な調査・研究を約束

たのに非常勤講師が居すわ せざるをえませんでした。

組合の忘年会を開催します

2015年もあと2カ月足らず。ほんとうにおつかれさまでした。みんなできつくりあげた改革案をもとに、これからわれわれの研究と教育を守る、「切れ目のないとりくみ」が始まります。その慰労会として、忘年会を企画します。みなさんご参加ください。どなたでも参加できます。

12月9日 (水) 18:30~ アスト津・みやび (予定)



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2015年11月 4日 (水) 第87号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

発行人 堀内義隆/編集人 前田定孝

E-mail: horiuchi@human.mie-u.ac.jp